

# はしがき

この社会は、「法」に則って動くことが予定され、現に「法」に則って動いている社会です。人々は、いろいろな場面で、法令に準拠し、支えられ、あるいは縛られながら生きております。

これら法令を読む場合に、法令というものの基本的な仕組みやそれに関する約束事、また、法令というものの基礎にある原理・原則を知っているか否かは、法令を読むことの面白さ、ひいてはその正確な理解という点で大きな違いをもたらします。

本書のタイトルを、「法令読解ノート」といたしました。この本によって、法令理解の基本であるその読解力（Literacy）を身につけて頂きたいと願って、このようなタイトルとしたものです。

実は、この本は、筆者が白鷗大学法学部と法科大学院で専任教授として労働法と社会保障法を教えていたときに、法学部の1年生を対象に、法令読解の基礎力を身に付けることを目的として、「法学基礎ゼミナール」と称する2単位（90分授業×15回）の講義形式の講座を開いておりましたが、そのときに用いていたレジュメに手を加えて出来上がったものです。本書の前身は、2年前に全基連から「法令解体新書」という名前を出されておりますが、それに今回手を入れて、内容をさらに整備充実したものです。

なぜ、大学でこのような「法令読解基本のき」のような授業が必要だと考えたのかということについてちょっとお話を申し上げておきたいと思えます。

一つは、ある日の労働法の授業で、「そこに座っている男子学生の人、〇〇法の第〇条の第1項を読んでもらえますか。」と、ある学生を指名したところ、その学生はしばらく「六法」をじーっと見ていて、やおら、「先生、第1項がありません。」と言ったわけです。それを聞いて、私は本当に驚きました。

法条文の構造の決まりから言いますと、法令の第1項には項番号は付けないというのが正しいルールです。したがって、その学生が持っている

た小六法は、正しい表記をしていたわけですが、幾つかの小六法がやっているように、1項をも含めて、各項にはすべて①、②というような項番号が付いているものだという頭で正しい表記をしている条文を読むと、「先生、第1項がありません。」という言葉となってくるわけです。

二つ目は、私の労働法のゼミで、あるゼミ生が、「先生、労働法は契約の自由の原則に対して修正を加えているといますが、そもそも、契約の自由の原則は、どの法律のどこに書かれているんですか。」と質問したわけです。私は、大変いい質問をしたねと、質問した学生を激賞しましたが、私にはある意味でショックでした。この近代市民社会における市民法の大原則である「契約自由の原則」は、現行民法制定の際に、書くまでもない当然のこととして民法には書かれなかった「書かれざる大原則」ですが、どうも、このような余りにも基本的で、余りにも当然のことについては、私を含めて法学部の教師は、授業では、かみ砕いては教えていなかったのではないかと思ったわけです。

また、それと似たような話ですが、授業をやっている中で、学生達が、例えば、「債権者と債務者」、「形成権」、「法律行為」、「強行規定」など、民事法を理解する上での基本的なところで迷い、苦しんでいることに気付かされました。

そういうことで、学生たちが、このような「法令読解力 (Literacy)」の基礎を全く体系的に学ぶことなく、迷える子羊のような状態で、要領を得ないまま、債権法、会社法、手形・小切手法など学生の日常生活とは無縁の専門的法律を学ばざるを得ない状況に置かれているのだということに、今さらながら気付いて、学部の1年生を対象に、このような「法令読解の基礎」を体系的に教える講座を始めたわけです。(私自身、本書に書いてあるような知識は、大学で体系的に教えてもらったわけではなく、その大部分は、大学を卒業し、労働省に入り、1972(昭和47)年の労働安全衛生法の制定、1987(昭和62)年の労働基準法の改正などの立法作業や、多くの政令・省令・告示の立案作業に携わる中で、いわば身体で覚えたものでしたので、学生達には、授業という形で体系的に教えるべきだと思ったのです。)

毎年、この講座を閉じるに当たっては、受講した学生たちに感想文を

書いてもらっておりました。その中で印象に残ったもの（抜粋）を紹介しておきます。

…自分は、この授業を受けて、ようやく「法学部生」になれたと思う。前期までの自分は、「主要な法令用語の使い方のルール」も、「法令を読む上での基本的な法概念」も、「法秩序を構成している基本原理」も、「判例の重要性」も、何も知らずに、憲法や民法概論を学んでいた。この授業を受けなかった人の多くは、これらのことを体系的には習得することなく、あいまいなままで大学を出て行くのだらうと思う。自分は、これからあと3年、大学で法律を学んでいくための土台を、この講義で作れたと思っている。…

…今まで全く法律に触れたことはなかったので、六法の見方や、法令番号や、法令の構成や、ただし書き、柱書きの意味や、法令用語の使い方など、法律を学ぶための基礎の基礎を教えてもらって、本当に有難いと思います。正直、受講して良かったと素直に思える講義だったと思います。…

また、本書の草稿を、社会保険労務士として活躍されている方に読んでいただいたところ、次のような反応が返ってきました。

…自分は、法学部卒ではないので法律を専門的に学んだことはなく、社労士の業務をしていて六法を手にしても、今ひとつ何か足りないものを感じていたのですが、本書の原稿を通読することによって、その「何か足りないもの」という感じが消え失せ、自信を持って関係法令を読むことができるようになりました。…

本書が、法律を学ぶ学生や、また、労働行政関係者、社会保険労務士、企業の法務・労務担当者など法律に関係している方々に広く活用され、お役に立つことができるよう願っております。

本書は、その性格からしても、先人の知恵や工夫、その他多くの成果の蓄積の上にとりまとめられたものであることはいうまでもありません。また、白鷗大学の大学院を修了し特定社会保険労務士として活躍している松本好人君には、白鷗大学で私が前述の「法学基礎ゼミナール」と称する「法令読解の基礎」講座を開いていたときのレジュメの清書から始まって、本書の作成に当たっては条文のつき合わせなどの校正の労をわずらわせ、労働者健康福祉機構の浅田部長、社会保険労務士の杉田、中辻さん、友人の上田さんには、草稿の段階で有益なご意見をいた

だき、さらに、(社)全国労働基準関係団体連合会の方々にも大変ご苦勞いただきました。ここに記して心からの感謝を申し上げます。

2010（平成22）年晩秋

元白鷗大学法学部（法科大学院）教授

畠中 信夫

はたけなか のぶお

1968(昭和43)年 中央大学法学部卒業、労働省に入る。2000(平成12)年～2007(平成19)年まで、白鷗大学法学部教授(途中から法科大学院教授も兼任)。

著書・論文には、「労働安全衛生法のはなし(改訂版)」2001(平成13)年、中央労働災害防止協会刊、「The Occupational Safety and Health Law of Japan」2003(平成15)年、日本労働研究機構刊、「過労死防止という観点から見た年次有給休暇制度に関する一考察」2005(平成17)年、水野勝先生古稀記念論文集、信山社刊、などがある。

Chapter

---

*1*

法令および法条文の  
組立てのルール・  
分かりやすさの工夫

---

# 1

## はじめに

### 1 六法とは

本書をひもとく人の大部分は、いわゆる「六法」を手元に持っていると思います。

六法とは本来、憲法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法の六大法典を指す言葉です。しかし、日常的には、これら六法とその他の法令を収録している法令集のことを一般に「六法」と呼んでいます。

例えば、有斐閣からは、「六法全書」、「ポケット六法」、「判例六法」などの法令集が出されています。岩波書店や三省堂などからも、それぞれ編集に工夫をこらしたものが出されています。

日常的に使うものとしては、「ポケット六法」（有斐閣）、「デイリー六法」（三省堂）、「判例六法」（岩波書店）の厚さで十分です。

### 2 法令の数

最も大部な「六法全書」であっても、わが国のすべての法律（労基法や安衛法など）や政令（安衛令など）、省令（労基則や安衛則など）が収められているわけではありません。

現在効力を持っている法令の数は、有斐閣発行の「ポケット六法」の付録によると、法律が1797件、政令・勅令が1915件、府省令が3184件となっています（2006（平成18）年6月30日現在）。

これ以外にも、条約、（最高裁判所規則などの）規則、訓令、告示等の法形式がありますので、それらも合わせたすべての法規の数は相当な数になります。これらの法令をすべて収めたものとしては、100巻を超える差替え式の法令集（「現行日本法規」など）が出されており、図書館などに備えられています。



参考 「『六法』には太政官布告も載っている」

「六法」をひもとくと、殆どの「六法」に爆発物取締罰則（明治17年太政官布告第32号）という法令が載っています。

これは、大日本帝国憲法が発布される前の1884（明治17）年（従って帝国議会も未だ開設されておりません。）に太政官布告として出されたもので、現在でも法律として生き残っているものです。

一読されれば、その内容の重たさに、驚かれるはずです。

## 2 法令の題名と六法の引き方

### 1 名は体を表す

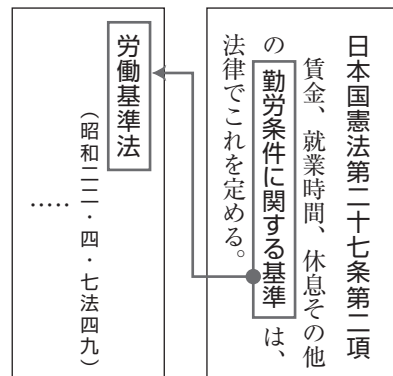
原則として、法令には題名が付いています。

題名は、一目でその法令の目指しているものは何かが理解できるようにという思いを込めて付けられているといえます。

例えば、「労働基準法」という題名です。憲法27条2項を見ると、「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。」と規定されています。これは、賃金、就業時間、休息、その他の勤労条件の基準は、現在の日本社会の大原則である契約自由の原則（[134頁参照](#)）に100%任せるのではなくて、法律でその基準を設定することを憲法が規定しているものです。

この憲法にある「勤・労条件に関する基準」という言葉の中の「勤・労」を「労働」と置き換えてみる

図表 名は体を表す



と、「労働基準法」という題名の由来は一見して明らかだといえます。

## 中には長い名前もある

題名には「労働基準法」、「民法」のようにすっきりしたものもあれば、ダラダラと長いものもあります。特に、法律ではなく政令や省令、告示になると、その政令、省令、告示の性格・内容を、題名によって、正確にうまく表そうという気持ちが先に立つのか、かなり長くなっているものがあります。

例えば、労基法に基づく政令で、時間外・休日労働の割増賃金率を定めるものがあります。この政令の正式な名称は、「労働基準法第37条第1項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令」（平成6年政令第5号）です。一般的に使われているその政令の略称である「割増賃金率令」あるいは「割増賃金率に関する政令」と比べると、その長さが少々目立ちます。

また、同じく労基法に基づき定められているものでは、その告示で、「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（平成10年労働省告示第154号）というように長い題名を持ったものがあります。

## 名無しの権兵衛もいる

いずれにしても法令には題名が付くのが原則ですが、戦前の法令のごく一部には、題名の付いていないものもあります。

例えば、労働法の一環としても位置付けることのできる、「身元保証ニ関スル法律」（昭和8年法律第42号）です。これは、実は題名がありません。しかし、題名のないのは何かと不便なので、その公布文の中にある「身元保証ニ関スル法律」という文言を題名の代わりとして使っているものです。このようなものは、題名と区別するため「件名」と呼んでいます。

条文
労働基準法

附則（抄）  
 第二百三十三條 工場法、工業労働者最低  
 年齢法、労働者災害扶助法、商店法、  
 黄燐燐寸製造禁止法及び昭和十四年法  
 律第八十七号は、これを廃止する。



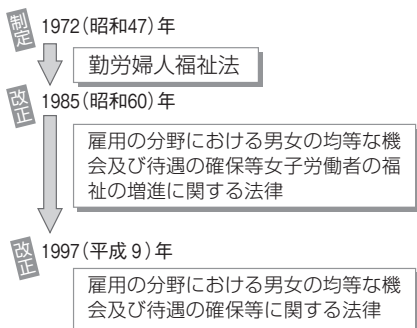
また、労基法を読んでいると、その附則に属する第123条に「昭和14年法律第87号」という法律があるのに気がきます。この法律の件名は「青年学校令ニ依リ就学セシメラルベキ者ノ就業時間ニ関スル件」というものですが、題名がないので、その法律番号（👉 8頁参照）だけが掲げられているわけです。

## 名前が変わることもある

題名も法令の一部ですから、これを変えるには、例えば法律の題名であれば、当然、国会の議決が必要です。労働法の領域での例としては、1985（昭和60）年に、「勤労婦人福祉法」（昭和47年法律第113号）が大改正され、その題名も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」、いわゆる男女雇用機会均等法へと変わった例があります。そして、同法は、1997（平成9）年に再び大改正されたため、その題名も、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」に改正されて現在に至っています。

ちなみに、法律の改正に際して、題名や第1条の目的規定まで改正されるのは、その法律の基本的部分に及ぶ相当大きな改正の場合だけであるということが出来ます。なぜなら、それらの題名や目的規定は、その法律の基本的な部分を凝縮して体现しているものだからです。

図表 改正内容に合わせて名前が変わる  
～男女雇用機会均等法



## 2 狙った法令を探し出す

六法から狙った法令を引く方法は簡単です。六法の扉（表の表紙）を開けると、アイウエオ順の法令名索引が出てきます。

例えば「労働基準法」であれば、「ろ」のところで探せば同法の名称

図表 法令名索引から目的の法令を引く

法令名索引	
<p>あ</p> <p>あつせん利得処罰法 ↓公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律……………四四六</p> <p>あらゆる形態の人種差別の撤廃に關する國際條約(抄)……………一八六〇</p> <p>安保條約 ↓日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約……………一八七八</p>	<p>い</p> <p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に關する法律(育児・介護休業法)(抄)……………六四一</p> <p>遺言の方式の準拠法に關する法律……………四〇四</p> <p>遺失物法(抄)……………五四六</p> <p>一般社団法人及び一般財団法人に關する法律(抄)……………四九二</p>
<p>え</p> <p>ウイーン売買條約 ↓國際物品売買契約に關する國際連合條約(抄)……………六三三</p> <p>A D R 促進法 ↓裁判外紛争解決手続の利用の促進に關する法律……………二一九</p>	<p>か</p> <p>外国倒産処理手続の承認援助に關する法律(抄)……………一三九五</p> <p>外国等に対する我が国の民事裁判權に關する法律(抄)……………二二七五</p> <p>会社計算規則(抄)……………九九六</p> <p>会社更生法(抄)……………一三七二</p> <p>会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律……………一六六五</p> <p>会社法……………七二五</p> <p>会社法施行規則……………九四二</p> <p>会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(抜粋)……………九三四</p> <p>改正刑法草案(抄)……………四五六</p> <p>覚せい剤取締法(抜粋)……………二八七</p> <p>家事審判法……………三八五</p> <p>学校教育法……………五八一</p> <p>割賦販売法(抄)……………五五七</p> <p>仮登記担保契約に関する法律……………三六八</p> <p>環境影響評価法・環境アセスメント法(抄)……………三七二</p> <p>環境基本法……………三六八</p>
<p>き</p> <p>……………</p>	<p>け</p> <p>明治憲法 ↓大日本帝國憲法……………二〇</p> <p>利息制限法……………五六七</p> <p>労働関係調整法……………一六七九</p> <p>労働基準法……………一六三三</p> <p>労働組合法……………一六七一</p> <p>労働契約承継法 ↓会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律……………一六六五</p> <p>労働契約法……………一六六一</p> <p>労働者災害補償保険法(労働保険法)(抄)……………一六五一</p> <p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣事業法)(抄)……………一六五七</p> <p>労働審判法……………一六六六</p>

\*よく使用される略称・通称・俗称も掲げた。

出典：「ポケット六法・平成23年版」(有斐閣発行)より抜粋

が書かれており、その下に収録ページが書かれているので、そこを開けばよいのです。

アイウエオ順の法令名索引を探しても、該当法令が出てこない場合は、引こうとする法令名が間違っているか、あるいは残念ながらその六法には、狙いの法令は収録されていないかどちらかです。前者の例であれば、正しい法令名を確認してからもう一度引いてみるということになりますし、後者の場合であってどうしてもそれを見たいときには、もっと収録法令数の多い六法あるいは「現行日本法規」(☞ 2頁参照)などを見るしかないということになります。

なお、インターネットであれば、間違えた法令名で検索しても、ヒットした記事の中から正式な法令名を探し出し、そのままイーガブ(e-Gov. 電子政府総合窓口)で該当法令等にたどりつくことができます。



索引を見ると、法令名の下に労働者災害補償保険法(抄)というように、「抄」という文字が付されたものがあります。これは、当該法令は全文が収録されておらず、重要であると思われる部分のみの抄録であることを表しています。